

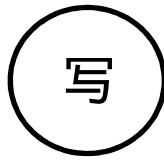
令和5年度沖縄地方最低賃金審議会 第7回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 : 令和5年8月14日 (月) 14:00~

場 所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)

議事次第

- 1 改正額の提示及び調整
- 2 その他 (結審の場合、部会報告書作成、答申)



沖地最審専第5号
令和5年8月14日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	城間 貞	公認会計士

労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
喜納 浩信	U A ゼンセン沖縄県支部長
照喜名 朝和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和5年7月20日）
 - ・ 部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無、及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について

- 2 第2回専門部会（令和5年7月25日、27日）
 - ・ 事業場実地視察【3事業場（飲食業、旅館・ホテル業、クリーニング業）】

- 3 第3回専門部会（令和5年7月31日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側2名、使側1名）
 - ・ 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

- 4 第4回専門部会（令和5年8月3日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を20円引上げ873円

- 5 第5回専門部会（令和5年8月7日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を33円引上げ886円

- 6 第6回専門部会（令和5年8月9日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円

- 7 第7回専門部会（令和5年8月14日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円
 - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
 - 896円について賛成 5名
 - 891円について賛成 3名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

- (2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。
特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。
さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年 of 答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。
このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。
その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。